

平成21年10月16日

国宝・重要文化財（建造物）の指定について

文化審議会（会長 西原 鈴子）は、平成21年10月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに1件の建造物を国宝に、9件の建造物（新規8件、追加1件）を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、近日中に行われる官報告示を経て、重要文化財（建造物）は、2,359件、4,339棟（うち国宝215件、263棟を含む。）となる予定です。

◎今回の答申における特筆すべきもの

【国宝】^{とうぐうごしよ}旧東宮御所（^{げいひんかんあかさかりきゆう}迎賓館赤坂離宮）東京都港区

旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）は、^{はるのみやしひと}皇太子明宮嘉仁親王、のちの大正天皇のための御住居として建設された大規模な宮殿建築で、当時の建築技術や工芸美術の粋が結集され、全体が華麗な意匠でまとめられている。

わが国の明治期から戦前を代表する建築の一つで、近代の建造物としては、初めての国宝指定である。

【重要文化財】^{ないげだいじんぐう}内外大神宮 ^{ないくう}内宮本殿ほか 茨城県筑西市

内外大神宮は、伊勢神宮領の御厨であった地域に所在し、社殿形式も伊勢神宮に倣^{しんめいづくり}って神明造としている。神明造の社殿としては建築年代が古く、内外宮本殿2棟を並べて建てる社殿構成は全国的にも珍しい。わが国の神社建築史において、歴史的価値の高い社殿である。

<担当> 文化庁文化財部参事官（建造物担当）

参事官 大和 智（内線 2790）

調査部門 坊城、武内、北河（内線 2793）

担当係長 宮本（内線 3160）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2792（直通）

【国宝の部】

① 明治期における西欧建築受容の到達点を示す宮殿建築（近代／住居）

とうぐうごしよ げいひんかんあかさかりきゆう
旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮） 1棟

東京都港区

国（内閣府）



はるのみやよしひと

旧東宮御所は、皇太子明宮嘉仁親王、のちの大正天皇のための御住居として明治42年に建設された宮殿建築である。

明治期におけるわが国最大の記念建築であり、本格的な西欧の建築様式を採用しつつ、彫刻等の装飾にはわが国独特の主題を用い、精緻な工芸技術が駆使されており、意匠的に高い価値がある。

西欧の建築意匠や技術の習得に始まった明治期の建築界において、意匠的にも、また当時の先端技術を導入している点でも、日本人建築家の設計による建築の到達点を示しており、明治以降、昭和戦前に建設されたわが国の建築を代表するものの一つとして、文化史的意義の特に深いものである。

【重要文化財新規指定の部】

① 東北地方で最初の近代水道施設（近代／産業・交通・土木）

旧大湊水源地水道施設 3所
第一入口，沈澄池堰堤，乙水槽

青森県むつ市
むつ市

旧大湊水源地水道施設は、艦船補給用水の確保を主な目的として建設された施設で、横須賀鎮守府経理部建築科の計画及び設計により、明治35年から43年にかけて建設された。

施設のうち、第一入口は枡形の石造構造物で、沈澄池堰堤は堤長27.5m、堤高9mの重力アーチ式石造堰堤である。

旧大湊水源地水道施設は、東北地方で最初に建設された近代水道施設であり、近代水道史上、高い価値がある。

また、第一入口及び沈澄池堰堤は、それぞれ特徴的な構法によって築かれた精緻な石造構造物で、明治後期における石造河川構造物の技術水準を示すものとして重要である。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの



② 擬洋風建築の成熟を示す警察署庁舎（近代／官公庁舎）

旧鶴岡警察署庁舎 1棟

山形県鶴岡市
財団法人 致道博物館

旧鶴岡警察署庁舎は、地元の大工高橋兼吉が棟梁を務め明治17年11月に竣工し、その後、昭和32年に現在地に移築保存された。

建物は、桁行18.2m、梁間12.9m、木造2階建、宝形造、棧瓦葺で、正面1階には玄関ポーチ、2階にはベランダを突出して設ける。

旧鶴岡警察署庁舎は、欧化政策が積極的に進められた山形地方の擬洋風建築を代表する建物の一つである。

和風と洋風の要素を巧みに融合させており、明治前期に各地の工匠によって建設された擬洋風建築の一つの到達点を示すものとして、価値が高い。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの



③ 伊勢神宮と同様の形式をもつ社殿（近世以前／神社建築）

ないげだいじんぐう
内外大神宮 3棟
ないくう げぐう ごせんでん
内宮本殿, 外宮本殿, 御遷殿
ちくせいし
茨城県筑西市
内外大神宮



内外大神宮は、中世には伊勢神宮領のおぐり小栗御厨みくりやであった地域に鎮座する神社で、その由緒により、社殿形式は神明造しんめいづくりが採用されている。

内宮本殿と外宮本殿は、ともに三間社さんげんしゃの神明造で、延宝7年(1679)に地元の大工によって建立された。また御遷殿は、一間社流造、茅葺で、天正2年(1574)の建立である。

内外大神宮の両本殿は、三間社神明造の本殿を並立させる社殿の古例として重要である。

また、両本殿とともに御遷殿なども保存されており、伊勢神宮御厨に勧請かんじょうされた神明社しんめいしゃの、近世における社頭構成を伝える点においても高い価値が認められる。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

④ 片山東熊設計によるネオ・バロック様式の宮殿建築（近代／住居）

とうくま
旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮） 1棟
とうぐうごしよ げいひんかんあかさかりきゆう
東京都港区
国（内閣府）



旧東宮御所は、皇太子明宮はるのみやよしひと嘉仁親王、のちの大正天皇の御住居として、宮内省たくみりょう内匠寮技師の片山東熊が建築工事を総括し、明治42年に竣工した。

建物は、石造及び鉄骨煉瓦造2階建で、建築面積約5,000㎡の規模をもつ。ネオ・バロック様式を基本とし、外観、室内意匠とも西欧の様式建築の意匠を採用しながら、古来のかつちゆう甲冑や弓矢を象った青銅製彫刻で飾るなど、独特の細部を有している。また構造や設備にも当時先端の技術が導入されている。

旧東宮御所は大規模な宮殿建築で、彫刻等の装飾にはわが国独特の主題が採用されるとともに精緻な工芸技術が駆使されており、意匠的価値が高い。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの

⑤ 都市近郊に残る大型の近代和風建築（近代／住居）

旧西尾家住宅 7棟

主屋、積翠庵、離れ西棟、離れ東棟、
戌亥土蔵、戌亥角土蔵、米蔵、土地

大阪府吹田市

国（財務省）、個人

西尾家は、近世末に仙洞御料の庄屋を務めた家で、
現存する住宅は、明治26年から大正年間にかけて建
築された。



主屋は明治28年に上棟された大型の建物で、室内意匠の質も高い。

また離れ東棟は、数寄屋風を基調に当時最新の洋風意匠を取り入れた軽快で上質な建物
である。

旧西尾家住宅は、大規模な主屋をはじめ、瀟洒な意匠になる離れや茶室などが建ち並び、
関西地方における都市近郊の大型近代和風建築として価値が高い。

また、蔵や納屋などもよく残り、屋敷全体の構成を完存している点も貴重である。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

⑥ 山林経営家による優れた意匠の近代和風建築（近代／住居）

石谷家住宅 8棟

主屋、座敷棟、家族棟、一号蔵、二号蔵、
三号・四号蔵、五号・六号蔵、七号蔵、土地

鳥取県八頭郡智頭町

智頭町、個人

石谷家住宅は、山林経営を主として営んでいた旧
家の住宅で、大正8年から昭和4年にかけて屋敷全
体の造営が行われた。



広大な敷地の中央に建つ主屋は昭和3年の竣工で、敷地内には、主屋を中心に座敷や米
蔵などが並び建っている。

主屋は、智頭地方特産の良質な杉材などの銘木を用い、高度な架構技術により宏壮な土
間空間を創る大型の建物で、座敷の細部意匠も洗練されたつくりになる。

石谷家住宅は、優れた意匠をもつ大型の近代和風建築として重要であるとともに、質の
高い土蔵などの附属屋や庭園がよく残り、豪壮な屋敷構えを伝えている点でも価値が高い。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの

⑦ わが国に現存する最大規模の近代^{たてこうやぐら}竪坑櫓（近代／産業・交通・土木）

旧志免^{しめこうぎょうしよ}鋳業所竪坑櫓 1棟

福岡県糟屋郡志免町
志免町

旧志免鋳業所竪坑櫓は、福岡市の東側に広がる糟屋炭田のほぼ中央に所在する。

艦船用石炭及び海軍^{こうしやう}工廠等で使用する工場用石炭の採掘施設として、第四海軍^{ねんりやうしやうさいこうか}燃料廠採鋳課の計画及び設計に基づき、昭和16年から18年にかけて建設された。

旧志免鋳業所竪坑櫓は、竪坑櫓の中で最も発達した形式である「塔櫓巻型（石炭等運搬用のかごを昇降させる巻揚機を櫓上部に設置する形式）」の竪坑櫓のうち、近代に建設されたわが国で唯一の現存遺構として貴重である。

また、わが国近代の鉄筋コンクリート造構造物の中で、地上47.6mという有数の高さを誇る高層構造物であり、近代建設技術史上、価値が高い。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの



⑧ 九州地方北部における大型の商家建築（近世以前／民家）

草野^{くさの}家住宅 4棟

主屋、座敷蔵、北蔵、^{いんたくぐら}隠宅蔵、土地

大分県日田市
個人

草野家住宅は、日田市^{まめだまち}豆田町伝統的建造物群保存地区に所在する商家建築で、店舗や仏間、座敷などからなる主屋は、江戸後期から末期にかけて建築され、主屋の後方には土蔵が建ち並んでいる。

主屋の表側は外部を漆喰塗大壁とし重厚な外観を呈しているが、裏側の座敷や仏間などは数寄屋風の意匠を基調としており、瀟洒な座敷飾や細部装飾を備えている。

草野家住宅は、九州地方北部における居蔵造^{いぐらづくり}の発展した形式を伝える大型の商家建築として重要である。

また、主屋とともに江戸時代に建築された土蔵も良好に保存されており、価値が高い。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの



【重要文化財追加指定の部】

① 商家の屋敷構えを構成する上質な座敷群（近世以前／民家）

^{こわた}木幡家住宅 7棟

^{しんおくざしきとう}新奥座敷棟, ^{しんざしきとう}新座敷棟, ^{おくざしきとう}奥座敷棟, ^{ひうんかく}飛雲閣,

^{こめぐら}米蔵, ^{さんかいぐら}三階蔵, ^{しんぐら}新蔵, 土地

島根県松江市

個人

木幡家は、江戸時代には酒造業を営んでいた商家で、享保18年(1733)に建築された主屋が重要文化財に指定されている。



主屋背後の座敷群は、主に明治時代に整えられた上質なつくりの接客施設で、主屋と一体となって屋敷構えを構成しており、価値が高い。

また、江戸末期にさかのぼる土蔵などの附属建物や宅地も旧態をよくとどめ、山陰地方における商家の特徴を理解する上で重要である。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

〈個別解説凡例〉

番号 特 徴 (年代区分／種類別)

名 称 員 数

複数棟指定の場合の建造物の名称, 土地* 等

(*建造物と一体をなして価値を形成している土地をあわせて指定するもの。)

所 在 地

所 有 者